



[内容]

1. (米国) 予測 (prediction) : 「平易かつ通常の意味」とは特別 (particular) に平易かつ通常ではない
2. (米国) 「Configured to」か「Capable of」か、それが問題だ
3. (米国) USPTO が特許保護適格性を決定するガイドラインの改訂を発表
4. (米国) 生命科学分野でのミーンズプラスファンクションクレーム形式
5. (欧州) 医薬品を不可欠な一部として含む医療機器への補充的保護証明書 (SPC) 規則の適用に関する欧州連合司法裁判所 (CJEU) の予備的判決
6. (英国) 標準必須特許のライセンスをめぐる Unwired Planet v. Huawei 事件
7. (中国) 特許法第4次改正草案
8. (韓国) 特許侵害に対する懲罰的損害賠償および立証責任の転換制度の導入
9. (台湾) 知的財産局が専利法一部条文改正案の行政院提出版を公告
10. (インドネシア) 旧法下での未払い年金を支払わなければ新規出願は拒否
11. (意匠・欧州) 欧州委員会、欧州連合内の意匠法に関するコンサルテーションを開始
12. (商標・中国) 商標登録証明公示システムについて

1. (米国) 予測 (prediction) : 「平易かつ通常の意味」とは特別 (particular) に平易かつ通常ではない

CAFC は、侵害成立の陪審評決を覆す一方、争点のクレームは先行文献に対して新規性を有するという地裁の略式判決 (Summary Judgement) を容認しました (Wis. Alumni Research Found. v. Apple Inc., Case Nos. 17-2265, -2380 (Fed. Cir. Sept. 28, 2018))。

Wis. Alumni Research Found (以下、「WARF」と記載します) は、「予測を用いて平行して実行されるコンピュータの処理機能を向上させるデータ投機判定回路」に関する特許権を所有していました。

クレームにおいて、「予測」が「特定の (particular)」ロード命令に関連付けられることが要件とされていました。WARF は、Apple Inc. (以下、「Apple」と記載します) に対して、特許権侵害訴訟を提起しました。

Apple の被疑侵害製品において、各々の「予測」は「複数」のロード命令に関連付けられるものでした。Apple は、「特定の」ロード命令とは、平易かつ通常の意味においては、「単一」のロード命令に関連付けられる事を要すると主張し、特許権侵害を否定しました。また、クレームは先行文献から新規性を欠くため、特許権は無効であるとも主張しました。

地裁は、「特定の」の解釈に関しては、Apple の主張を支持しました。しかし、「特定の」の意味について、陪審員に対して具体的な指示は与えませんでした。陪審員は、クレームは先行文献に対して新規性を有すると認定し、Apple に賠償金の支払いを命じる評決を下しました。

Apple は CAFC に控訴しました。CAFC も「特定の」の解釈に関して、Apple の主張を支持しました。しかしながら、支持するに至った理由は述べられませんでした。CAFC は、Apple が主張する「特定の」の解釈に基づいたとしても依然として侵害する、との WARF の主張を退け、侵害成立の陪審評決を覆しました。

新規性の争点は、もう一つのクレーム解釈上の争点である「予測」の限定事項によっ

て決着しました。WARFは、「予測」は動的な予測であり、アップデートを受け取れることを要すると主張しました。Appleは、「予測」という用語の意味は広く、静的な予測を含むと主張しました。CAFCは、明細書等全体において「繰り返し、かつ、一貫して」、「予測」は動的な予測であり、アップデートを継続的に受け取れることが記載されているのに対して、「予測」が静的な予測である旨の記載は発見できないことを理由に、「予測」の解釈についてWARFの主張を支持しました。CAFCは、「予測」が静的な予測を含むとした場合には、クレームにより規定される発明が明細書に記載された事項を超えるものとなると認定しました。その上でCAFCは、クレームは先行文献に対して新規性を有するという、地裁の略式判決を容認しました。

[情報元] McDermott Will & Emery IP Update Vol. 21, No. 10
[担当] 深見特許事務所 池田 隆寛

2. (米国)「Configured to」か「Capable of」か、それが問題だ

概要

装置クレームは特許できないが方法クレームはこの限りでないというPTABのIPR決定に対し、CAFCはPTABの決定を支持しました(ParkerVision, Inc. v. Qualcomm Inc., Case Nos. 2017-2012, -2013, -2014, -2074 (Fed. Cir. Sept. 13, 2018))。

内容

Qualcommは、低周波信号を高周波数に変換するための装置および方法に関するParkerVisionの特許に対して3つのIPRを請求しました。第1および第2の請求は、装置クレームおよび方法クレームの両方を対象としており、第1の組の先行技術に基づいています。第3の請求は、他の装置クレームを対象としており、第2の組の先行技術に基づいています。PTABは、3つすべての請求について審理しました。

ParkerVisionは、最初の2つのIPRにおいて、先行技術は単一の高調波を有すると明示的に記載しているのみなので「複数の高調波」とのクレーム文言を充足していないと答弁しました。Qualcommは、先行技術では特定の周波数に対して複数の高調波が必然的に生じると応答しました。PTABは、先行技術は複数の高調波を有することが可能な(capable of)ため、装置クレームは自明であると結論づけました。一方、PTABは、Qualcommは複数の高調波を得るために先行技術を実際に用いる動機付けを示していないため、方法クレームは同じ先行技術に対して特許性を有すると述べました。両当事者は、この決定に対してCAFCに共に上訴しました。

上訴において、CAFCは、PTABの決定を支持しました。CAFCは、クレームが侵害構成(configuration)を要求するように記載されているのか、機能を実施する可能性(capability)を記載しているに過ぎないのかを考察しました。CAFCは、「高周波数に変換する“ための”装置」および「一連のパルスを受信するための”切替モジュール”」を記載した前段の文言に基づき、クレームが可能性を記載していると判断しました。PTABの決定を考慮し、CAFCは、先行技術はクレームに記載された複数の高調波に到達することが可能である(capable of)ことから、当該先行技術により装置クレームは自明であると結論づけました。

一方、方法クレームに対し、CAFCは、クレームに記載された方法をたまにしか用いない先行技術は、当該方法の教示であるに過ぎず、当業者が当該教示を採用する理由によって裏付けられている必要があると結論づけました。CAFCは、Qualcommは立証責任を果たしていないという点でPTABに同意し、方法クレームは特許性を有するという決定を支持しました。

[情報元] McDermott Will & Emery IP Update Vol. 21, No. 10
[担当] 深見特許事務所 深見特許事務所 紫藤 則和

3. (米国) USPTO が特許保護適格性を決定するガイドラインの改訂を発表

改訂ガイドラインは、2019年1月7日に有効となりました。改訂ガイドラインは、3月8日までのパブリックコメントによって、さらに改訂されるかもしれません。改訂ガイドラインは、USPTO の内部でのアクションの一貫性および予測性を改善することを意図しています。

改訂ガイドラインは、最高裁による Alice/Mayo テストに関する 2 つの主要な変更を含んでいます。

第 1 に、改訂ガイドラインは、抽象的アイデアとして裁判所に認定される重要な概念を生成し、「司法例外」(judicial exception) が、法定主題のあるグループ(数学的概念、人間の活動を体系化する方法および思考プロセス) に対して適用されるようにします。

第 2 に、改訂ガイドラインは、クレームが「司法例外」に該当するかどうかを判断するための分析方法を提供します。すなわち、まず、クレームが、「司法例外」のカテゴリに当てはまる抽象的データに対するものかを決定します。もし該当するなら、クレームが、特定された「司法例外」を実用的なアプリケーションへ統合する追加的な要素を記載しているかどうかを決定します。もし答えが肯定的であれば、分析は、Alice/Mayo テストの第 2 の要素へ移行します。

[情報元] Greenblum & Bernstein, CLIENT ADVISORY January 4, 2019

[担当] 深見特許事務所 西川 信行

4. (米国) 生命科学分野でのミーンズプラスファンクションクレーム形式

米国特許第 8,722,872 号として発行された出願の権利化の際、出願人は、生命科学分野の発明においてミーンズプラスファンクション形式の限定を導入した自発補正を提出し、審査官に旧 112 条 6 項を行使することを望むと具体的に伝えました (Ex parte Gleave, Appeal 2012-4973 (PTAB Jan. 22, 2014))。独立クレームは、次の通りです。

33. (新規)

医薬組成物であって、

(a) 配列番号 91 との配列特異性相互作用により癌細胞の活性型 hsp27 の量を低減させるための手段と、

(b) 薬学的に受容可能なキャリアとを備える。

審査官は、クレームが 2 つの仮出願において基礎を欠き、明細書がアンチセンス・オリゴヌクレオチドまたは RNAi 抑制以外に活性型 hsp27 の量を低減させるためのいかなる手段も記載しておらず、明細書がクレームに記載された機能に対応する構造を記載していない、との理由からクレームを拒絶しました。

これに対し、出願人は、審査官はクレームに記載された課題を実現するための 2 つの手段に言及しており、MPEP 2181 に教示されたミーンズプラスファンクション形式としてクレームを適切に解釈できていないと指摘しました。

この事件は、PTAB がこれを審判で聴取するまで続きました。PTAB は、ドナルドソン事件および他の先例に基づき、審査官の拒絶を覆しました。PTAB は、MPEP 2181 を引用し、明細書はクレームに記載された機能を有する構造(特定のアンチセンス・オリゴヌクレオチドおよび特定の RNAi 分子)を開示していると結論づけました。

ミーンズプラスファンクションは、生命科学分野の特許出願では一般に好まれておらず、それほど用いられるものではありません。しかし、このようなクレーム記述を用い

ると、明細書に実際に記載された構造に出願人を限定するものの、より明確で精密なクレームが可能になることは注目に値します。

[情報元] Greenblum & Bernstein, Post-Grant Group Newsletter November 2018
[担当] 深見特許事務所 紫藤 則和

5. (欧州) 医薬品を不可欠な一部として含む医療機器への補充的保護証明書 (SPC) 規則の適用に関する欧州連合司法裁判所 (CJEU) の予備的判決

2018年10月25日、欧州連合司法裁判所 (CJEU) は、医薬品を不可欠な一部として含む医療機器に SPC 規則は適用されず、特許保護期間の延長は認められない旨の予備的判決を下しました (事件番号 C-527/17)。事件の概要は、以下のとおりです。

ボストンサイエンティフィック社 (以下「BS社」と称します) は、欧州特許 681475号を有しています。この欧州特許は、血管形成術後の再狭窄を低減させるためにデザインされた医薬物質 (タキソール) の使用に関連するものであり、そのクレーム 8 は、「拡張された血管内腔領域を維持するための、薬剤の準備のためのタキソールの使用。」というものです。BS社は、タキソールでコーティングされたステント (商品名「タクサス」) について、医療機器指令 (93/42/EC) に基づく当局の承認を得た後、当該商品について SPC による特許期間の延長を求めました。

CJEU は、以下の 2 つの理由により、医薬品を不可欠な一部として含む医療機器は、SPC 規則に基づく保護の範囲外であり、特許保護期間の延長は認められない旨の予備的判決を下しました。第一の理由は、SPC 規則に基づく保護の範囲を規定する SPC 規則 2 条は、「医薬品 (medicinal product) に対する医薬品指令 (2001/82/EC, 2001/83/EC) に基づく当局の手続」と規定しており、医療機器指令 (93/42/EC) に基づく当局の承認を要する、医療機器 (当該医療機器の不可欠の一部として、当該機器の一部に当該機器に補助的な物質が含まれているもの) を文言上含まないためです。第二の理由は、SPC 規則の 3, 4, 8-10 条に照らして、SPC 規則の趣旨は、SPC の保護を「医薬品」に限定するというものであり、医療機器及び医療機器に補助的なものとして使用される物質には SPC の保護が及ばないためです。

EU 加盟国間で分かれていた、医薬品を不可欠な一部として含む医療機器への SPC 規則の適用の判断が、今回の CJEU の判決によって統一されることとなります。

[情報元] JETRO デュッセルドルフ HP、InfoCuria (CJEU の裁判例) HP
[担当] 深見特許事務所 日夏 貴史

6. (英国) 標準必須特許のライセンスをめぐる Unwired Planet v. Huawei 事件

2018年10月23日、英国控訴院は、標準必須特許 (SEP: Standard Essential Patent) のライセンスをめぐる Unwired Planet International Ltd. (以下「UP社」と) Huawei Technologies Co. Ltd. (以下「Huawei社」と) との間の事件について、Huawei社の控訴を棄却しました。

本件では、4G-LTE 等の無線通信技術に関する SEP を保有する UP社が、Huawei社に対して特許侵害訴訟を提起し、これに対して Huawei社が、UP社による差止請求権の行使は権利濫用であると主張していました。英国高等法院による第一審判決で敗訴した Huawei社が控訴したところ、英国控訴院は、主に以下の 3 つの判断を示した上でその控訴を棄却しました。

第 1 に、英国控訴院は、効率性の観点からグローバル特許ポートフォリオに基づいた本件に係るグローバルライセンスを FRAND であるとする第一審判決を支持しました。

なお、判決の最終的な結論に影響を与えないとしながらも、控訴審判決では、商業的な優先順位、関係者の知見および選好等によって、FRANDに該当するライセンス条件は複数存在し得ると認定され、当該ライセンス条件が一つのセットに定まるとした第一審判決とは異なる立場を示しています。

第2に、英国控訴院は、Huawei社と類似した状況にあるSamsung社に対するライセンス条件が、Huawei社に対するライセンス条件とは異なる（Samsung社の方が低額のロイヤリティ料率）としても、そのことが直ちにFRANDに反する差別的な扱いとはいえないと判示しました。具体的には、英国控訴院は、類似した状況にある潜在的なライセンシーに対して、常に同一のロイヤリティ料率を提示しなければならないとする厳格なアプローチではなく、ライセンス条件が特許ポートフォリオの適切なベンチマークロイヤリティ料率を反映していれば、差別的な扱いとはならないとする第一審のアプローチを支持しました。

第3に、英国控訴院は、UP社がグローバルライセンス条件をHuawei社が受諾しなかった場合に、UP社がHuawei社に差止請求権を行使することは権利の濫用には該当しないと判示しました。この点について、英国控訴院は、Huawei v ZTE 判決（2015年）において欧州司法裁判所が定めた枠組み（SEP所有者が差止請求権の行使前に、侵害の疑いのある者に対して所定の通知を行う必要があること等）は、SEP所有者に安全な港（safe harbour）を提供するものであって、その枠組みが遵守されない場合でも権利の濫用か否かはすべての状況を踏まえて評価されるとの立場を示しています。

[情報元] D Young & Co, Patent Newsletter, No. 68, December 2018
JETRO デュッセルドルフ HP
[担当] 深見特許事務所 勝本 一誠

7. (中国) 特許法第4次改正草案

2019年1月4日、『中華人民共和国特許法改正案（草案）』が公表されました。2019年1月4日から2019年2月3日までの間、上記草案に対する意見募集がなされていました。主な改正内容は以下の通りです。

(1) 特許権侵害の賠償金額を高める（改正案第72条）

故意に特許権を侵害し、情状が深刻である場合、上記方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。

特許権者の損害、侵害者が得た利益及び特許の実施許諾料の算定がともに困難な場合は、裁判所は特許権の種類、侵害行為の性質と経緯などの要素に基づいて、10万元以上500万元以下の賠償金額を判定することができる。

(2) 革新薬品の発明特許に対する存続期間延長制度の導入（改正案第43条）

革新薬品の発売審査、評価、批准にかかった時間を補償するために、中国国内と国外で同時に発売を申請した革新薬品に関わる発明特許に対し、国務院は特許権の期間を延長すると決定することができるが、延長期間は5年を超えないものとし、革新薬品発売後の特許権の総存続期間は14年を超えないものとする。

(3) 意匠登録出願の国内優先権制度を新設（改正案第30条）

出願人は、中国で意匠を最初に出願した日から6ヶ月以内に、国務院特許行政部門に同一の主題の意匠出願をする場合、優先権を享有することができる。

[情報元] 北京林達劉知識産権代理事務所 Linda からの IP ニュース（速報 201902）
[担当] 深見特許事務所 小田 晃寛

8. (韓国) 特許侵害に対する懲罰的損害賠償および立証責任の転換制度の導入

特許侵害行為に対する懲罰的損害賠償及び立証責任の転換に関する特許法の一部改正案が2018年12月7日付で韓国国会の本会議にて通りました。

本改正法の概要は以下のとおりです。

(1) 特許権または専用実施権の侵害行為が故意的なものと認められる場合、損害として認定された金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めることのできる「懲罰的損害賠償」に関する規定が新設されました。

(2) 損害額の立証が困難な場合、特許出願された発明や特許権の侵害者に請求することのできる実施料相当の賠償金額が、「その特許発明の実施に対し通常的に受けることのできる金額」から「その特許発明の実施に対し合理的に受けることのできる金額」に変更されました。

(3) 特許権者又は専用実施権者が主張する侵害行為の具体的態様を否認する当事者が自己の具体的な行為態様を提示する義務に関する規定が新設されました。

本改正法によれば、故意の特許侵害行為に対し3倍に達する懲罰的損害賠償額が賦課され得、特許侵害の個別的・具体的な状況を考慮して、合理的な範囲の実施料相当の賠償額が算定されることにより、さらに強く特許権が保護され得るものと予想されます。また、侵害訴訟で侵害行為を否認する者に実施態様に対する立証責任が転換されることにより、特許権の行使がより容易になるものと予想されます。このような制度により、より実質的な特許権の保護が可能になるものと期待されます。

本改正法は、2018年12月中に公布され、公布後から6ヶ月が経過した日から施行されます。具体的に、懲罰的損害賠償に関する規定は、施行日以降に特許侵害が発生したケースから適用され、立証責任の転換に関する規定は、施行日以降に求められる特許侵害訴訟から適用されます。

[情報元] Lee International, Revision to the Korean Patent Act., Dec. 2018

[担当] 深見特許事務所 小寺 寛

9. (台湾) 知的財産局が専利法一部条文改正案の行政院提出版を公告

知的財産局は公告において、「2018年5月17日に公告した専利法*一部条文改正案が7月16日に予告の期限満了となっている。予告期間中に外部から提供された意見に感謝する。当局にて慎重に検討したうえで、参酌して取り入れ、改正案を調整するとともに、専利関連の法改正議題の緊急性がそれぞれ異なることから、当局でも更なる検討を重ね、外部からの意見を参考にし、予告版改正案において改正が急がれる条文を選んで、行政院の審査に送り、その他は暫時改正しないこととする。そして各界からの改正意見に対する回答と説明を「専利法一部条文改正案に対する予告期間における外部からの改正意見に関する詳細検討の説明」にまとめた他、行政院提出版の改正案を添付する」と述べています(*訳注：専利法は日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当)。行政院提出版の改正案における重点は次のとおりです。

一、許可査定後における分割出願の適用範囲及び期間を拡大

現行規定では、特許出願について初審査の許可査定後に分割出願できますが、再審査許可査定にも適用を拡大するほか、さらには実用新案登録出願にも適用します。さらに

分割出願の期間を許可査定後 30 日から 3 ヶ月に延長します。同時にこの分割（原出願の初審査又は再審査の許可査定書送達後 3 ヶ月以内における分割）は、原出願の明細書又は図面に開示され、且つ許可査定時の請求項と同じ発明ではない場合にのみ行うことができ、違反した時は拒絶理由及び無効理由となると規定されます。（改正条文第 34 条、第 46 条、第 71 条、第 107 条、第 119 条、第 120 条）

二、無効審判審理機能の向上

無効審判請求人が無効審判請求の理由又は証拠を補充提出できる期間を改正し、期限を越えた提出は、斟酌しません。またこれに併せて無効審判審理期間、特許権者が訂正を請求できる要件と制限が規定されます。（改正条文第 73 条、第 74 条及び第 77 条）

三、実用新案の訂正請求期間を制限するとともに、実体審査に変更

実用新案の訂正を請求できる期間が、実用新案の無効審判審理中、実用新案技術評価書請求の受理中、又は訴訟案件係属中に改正されます。また実用新案の訂正に関する審査は実体審査に変更されます。（改正条文第 118 条）

四、意匠権の存続期間を延長

意匠権の存続期間を現行の 12 年から 15 年に延長します。（改正条文第 135 条）

[情報元] 台湾国際専利法律事務所 November, 2018

[担当] 深見特許事務所 杉本 さち子

10. (インドネシア) 旧法下での未払い年金を支払わなければ新規出願は拒否

インドネシア知的財産総局 (DGIP) が、最近、一部の特許所有者に対して、「未払い年金があり、かつ 6 ヶ月以内に未払い年金を支払わない場合には、新しい特許出願を受理しない」とする旨の公式通知の発行を開始しました。

旧インドネシア特許法 (2016 年 8 月 25 日まで有効) では、年金は支払期限日から 3 年間は支払いが可能とされていました。3 年間連続して年金の支払いが行われなかった場合には特許は無効とされましたが、与えられた特許保護の技術的利益をその期間中も享受したという観点から、特許所有者はその 3 年間に累積した未払い年金を支払う義務がありました (ポスト・プロテクションシステム)。この未払い年金は DGIP への債務であるとみなされていました。なお、新法 (2016 年 8 月 26 日施行) 下では、「プリ・プロテクションシステム」が適用され、期限日までに年金の支払いがなかった際には特許が無効となり、未払い年金が発生しないシステムとなっています。

以前の慣行を不当と感じたことを理由に、多数の特許所有者が未払い年金の支払いを行わなかったと考えられています。また、未払い年金の支払いに関する公的なシステムが確立されるまでは「様子見」の姿勢を取っていた特許所有者も多数いたと思われます。

旧インドネシア特許法が有効であった頃は、DGIP は特許所有者に未払い年金の支払いを積極的に請求していましたが、新法が施行されて以来、あまり積極的に請求は行われていない模様でした。しかし、今になり、未払い年金の支払いが完了するまで新規の出願を受理しないという声明を伴う上記の公式通知を発行することにより、DGIP は支払い請求に顕著に注力するようになりました。

現時点では、未払い年金のある特許所有者からの新規特許出願を拒否することに関する公式な規定は存在していません。一方、未払い年金のある特許所有者からの新規特許出願への拒否が有効になるのは、2019 年 2 月からと考えられていましたが、2019 年 2 月に DGIP が発行した Official Circular で未払い年金の納付期限を 2019 年 8 月 17 日まで延長することが発表されました。

出願人の未払い年金の有無に基づいて新規出願の可否の選別が開始されると、多くの

問題が発生することが予想されます。最も顕著な問題は、出願人が全ての未払い年金を支払ったにも関わらず、DGIPが意図せず記録の更新を行わなかったため、新規出願が拒否されてしまう可能性です。また、出願人に未払い年金を支払う意思があるにもかかわらず、新規特許出願の拒否に関する公式通知を受け取らなかったために、未払い年金があることに気づかないまま新規出願を行ってしまい、新規出願が拒否されてしまう可能性も存在します。もし出願人がその出願が拒否された旨の通知を、出願期限が経過した後に受け取る事態となってしまうえば、大きな問題になるのは明白です。DGIPがこの問題に関するガイダンスを早期に提供してくれることが期待されます。

[情報元] Spruson & Ferguson, November 13, 2018、DGIP HP

[担当] 深見特許事務所 和田 吉樹

1 1. (意匠・欧州) 欧州委員会、欧州連合内の意匠法に関するコンサルテーションを開始

欧州委員会は、欧州連合（EU）内の既存の意匠制度の有効性などに関するコンサルテーションを開始しました。このコンサルテーションはオンラインで行われ、期間は2018年12月18日から2019年3月19日です。欧州委員会によれば、共同体意匠規則や共同体意匠指令が採択されて以降、これらの制度に対する包括的な評価は実施されていない一方、革新的で魅力ある意匠による新製品が開発されることを奨励するための意匠保護の重要性が増しており、利用しやすく、近代的で、効果的かつ統一性のある法的意匠保護の必要性が高まっているとしています。このコンサルテーションの目的は、現在の制度が想定されていたとおりに機能し、依然として目的に適ったものであるかどうかについての確認です。

コンサルテーションの範囲は、登録共同体意匠及び未登録共同体意匠のほか、加盟国各国の意匠権とEU意匠権に及んでおり、非常に広いものとなっています。このコンサルテーションはまた、一般的なレベルで提起された問題と、EU加盟国間において明らかに調和できていない意匠法の特定の領域における個別の問題とを合理的に比較検討しています。現行の欧州意匠制度が導入されてから相当の期間が経過しており、また意匠がEU加盟国各国によってどのように運用され評価されているかという特定の重要な領域について調和が図られていないことに照らせば、この時期にコンサルテーションが行われることは歓迎すべきです。

[情報元] D Young & Co IP Cases & Articles - January 2, 2019

[担当] 深見特許事務所 藤川 順

1 2. (商標・中国) 商標登録証明公示システムについて

商標登録の利便化に関する改革措置をさらに深く推し進めるために、中国国家知識産権局商標局は商標登録証明公示システムの構築を完了し、同時に商標電子登録証のオンライン運用を開始しました。

商標登録証明公示システムは2018年11月27日からオンライン運用を開始しており、一般大衆は中国商標網から閲覧、使用することができます。当該システムは商標登録証および優先権証明、商標の変更、譲渡、存続期間更新証明などの証明文書に関する基本情報の公示に用いられ、一般大衆は商標登録番号、出願人名、商標名などの条件により検索を行い、上述の商標文書の内容および効力を知ることができます。商標登録証上に二次元コードを追加した後は、商標登録証上の二次元コードを読み取ることで商標登録証明公示システムにアクセスし、その内容および効力を調べることができます。

[情報元] 集佳中国知財情報 No.151 October 28, 2018
[担当] 深見特許事務所 原 智典

[注記]

本外国知財情報レポートに掲載させて頂きました外国知財情報については、ご提供頂きました外国特許事務所様より本レポートに掲載することのご同意を頂いております。

また、ここに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。従って、IP 案件に関しては弁理士にご相談下さい。